



# 三重県公報

平成30年10月18日(木)

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
664	平成30年7月豪雨に係る三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の指定	( 税 務 企 画 課 )	2
665	北海道胆振東部地震に係る三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長	( 同 )	2

## 告 示

## 三重県告示第 664 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号。以下「条例」といいます。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 30 年 7 月豪雨に係る三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長（平成 30 年三重県告示第 497 号）において別に定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が平成 30 年 7 月 5 日から同年 11 月 26 日までの間に到来するものについて、同月 27 日とします。

平成 30 年 10 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

都道府県名	指 定 地 域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

## 三重県告示第 665 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号。以下「条例」といいます。）第 11 条第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例若しくは三重県産業廃棄物税条例（平成 13 年三重県条例第 51 号）に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除きます。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成 30 年 9 月 6 日以降に到来するものについては、自動車取得税、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税（条例第 129 条第 5 項を含みます。）及び狩猟税に関するものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

平成 30 年 10 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

都道府県名	指 定 地 域
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>